

豚流行性下痢（PED）の発生（5例目）について

平成26年5月6日
福島県畜産課

本日、県内の養豚場1戸において、豚流行性下痢（PED）の発生（5例目）がありましたのでお知らせします。

記

1 現在の状況（平成26年5月5日（月））

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 飼養頭数 | 1,715頭 |
| (2) 発生頭数 | 56頭（下痢・嘔吐） |
| (3) うち既死亡頭数 | 0頭 |

2 経緯

- (1) 平成26年5月5日（月）、農場が飼養豚の異常を発見し、県北家畜保健衛生所に通報した。
- (2) 同日、県北家畜保健衛生所が立入調査を実施したところ、子豚など56頭に下痢・嘔吐の症状を確認した。
- (3) 本日、県中家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、PEDウイルスの遺伝子を検出した。
- (4) 臨床症状や遺伝子検査結果などから総合的に判断して、本日、PEDと確定診断した。

3 農場の防疫措置

- (1) 当該農場に対し、豚舎や出入り車両等の消毒等、まん延防止措置の徹底、当面豚の移動自粛を要請した。
- (2) 発生原因及び感染経路等を特定するための疫学調査を実施中である。

4 今後の対応

県内養豚場等に対して事例の概要を周知するとともに、進入防止対策の再徹底を指導する。

【参考】豚流行性下痢（PED）とは

- 豚特有の病気であり、人へは感染しない。
- 口蹄疫や鳥インフルエンザとは異なり、殺処分は要しない。
- 豚に下痢や嘔吐を起こす病気です。哺乳中の子豚は死亡率が高いが、子豚以外で死亡することは稀である。
- 平成25年10月に国内で7年ぶりに発生し、これまでに33道県518農場で約47万頭に発生が確認されている（4月30日現在）。
- **農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようお願いいたします。**

担当

農林水産部畜産課 主幹 小林雄治

電話024-521-7362（県庁内線3227）